

知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第25回(2016年11月6日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律および平成27年 特許法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂6版】の内容について、次の通り変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第25回	平成28(2016)年 11月 6日(日)	平成28(2016)年5月1日
第26回	平成29(2017)年 3月12日(日)	平成28(2016)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年10月9日(平成27年法律第54号)
施行日	平成28(2016)年1月1日
参考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正 URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html

平成27年 特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年7月10日(平成27年法律第55号)
施行日	平成28(2016)年4月1日
参考	特許庁ホームページ 平成27年 特許法の一部を改正する法律について URL : https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm

該当箇所	変更前	変更後
P31 Lesson 4 特許調査と出願戦略 2 先願特許や登録特許の調査方法 4行目・6行目 修正	国内特許権所有件数は、約 146 万件*あるため、この膨大な情報の中から必要とする情報を探し出すには、手順があります。 * 2012年度の国内特許権所有件数(特許庁「平成 25年度 知的財産活動調査」より	国内特許権所有件数は、約 157 万件*あるため、この膨大な情報の中から必要とする情報を探し出すには、手順があります。 * 2013年度の国内特許権所有件数(特許庁「平成 26年度 知的財産活動調査」より
P41 Lesson 5 特許を受けることができる者 2 会社の従業者等が発明した場合 枠内 本文追加・修正	【会社側】 <ul style="list-style-type: none"> 従業者等が完成させた発明について、会社以外が…(省略)職務発明の場合は、許諾がなくても法律で通常実施権が認められます)。 従業者等のした職務発明について、特許を受ける権利または特許権の承継等の予約をすることが可能です。 【従業者等側】 <ul style="list-style-type: none"> 一般の発明と同様に「特許を受ける権利」を取得します。 特許を受ける権利を会社に譲渡した場合等は、会社から「相当の対価の支払いを受ける権利」が得られます。 	【会社側】 <ul style="list-style-type: none"> 従業者等が完成させた発明について、会社以外が…(省略)職務発明の場合は、許諾がなくても法律で通常実施権が認められます)。 従業者等のした職務発明について、特許を受ける権利または特許権の承継等の予約をすることが可能です。 特許を受ける権利をあらかじめ定めた契約等で使用者等が取得することを定めている場合には、当該特許を受ける権利が発生した時、すなわち従業者等が職務発明を生み出した瞬間から、その特許を受ける権利は当該使用者等に帰属します。 【従業者等側】 <ul style="list-style-type: none"> <u>契約等であらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めていないときは、一般の発明と同様に、特許を受ける権利を取得します。</u> 特許を受ける権利を会社に譲渡した場合等は、会社から「相当の金銭その他の経済上の利益」を受け得られます。ここにいう「相当の金銭その他の経済上の利益」とは、<u>金銭の給付だけに限らず、留学の機会の付与やストックオプションの付与等、金銭以外も含めた経済上の利益の付与も含まれます。</u>

該当箇所

P50 Lesson 6

特許出願の手続き **4** ～ **6** **新設（追加）**

4 出願日認定要件の明確化と手続きの補完

特許法条約（PLT）への加入に伴い、平成 27 年法改正により、特許出願の出願日について、その認定要件が明確化されます（特 38 条の 2）。出願日の認定要件を満たさない場合には、手続きの補完が可能となります。

特許出願について、①特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき、②特許出願人の氏名もしくは名称の記載がなく、またはその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき、③明細書が添付されていないときのいずれかに該当する場合を除いて、特許出願の願書を提出した日が特許出願の日として認定されます。

①から③のいずれかに該当した場合は、特許庁から出願人に対し通知がなされ、経済産業省令で定める期間内に限り、その補完が可能です。補完をした場合、手続補正書を提出した日が特許出願の日と認定されます。一方、通知があったにもかかわらず補完をしないときは、その出願は却下されることがあります。

5 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願

特許法条約（PLT）への加入に伴い、平成 27 年法改正により、特許出願の願書に明細書および必要な図面を添付しなくても、一定条件のもと、特許出願をすることができる制度が導入されます（特 38 条の 3）。

自己が行った先の特許出願（外国でしたものも含む）を参照すべき旨を主張する方法による特許出願である旨および当該先の特許出願の出願番号等を願書に記載することにより、出願後に所定の手続きを行うことを条件に、特許出願の願書に明細書等の添付がなくても特許出願をすることができます。

6 明細書または図面の記載の一部欠落の補完

特許法条約（PLT）への加入に伴い、平成 27 年法改正により、特許出願の願書に添付した明細書または図面の記載の一部が欠けているときは、それを補完することができる制度が導入されます（特 38 条の 4）。

特許庁は特許出願の願書に添付されている明細書または図面の一部が欠けていることを発見した場合、出願人に対し、欠落部分を補完することができる旨を通知をします。出願人は経済産業省令で定める期間内に限り、欠落部分の補完が可能で、補完された明細書および図面は、願書に添付して提出されたものとみなされます。

欠落部分を補完したときは、原則として、その日が出願日となります。

該当箇所	変更前	変更後
P50 Lesson 6 特許出願の手続き Column 3 要約書の補正 6行目～ 修正	<p>要約書とは、出願公開の際に発明の内容とともに公開されるもので、特許情報へのアクセスを容易にするという目的のもと、提出を義務づけられています。よって、権利関係には何ら影響を与えません。要約書には発明の概要等を記載します。これは、公開特許公報や特許掲載公報のフロントページに掲載されます。</p> <p>そのため、要約書の内容は、原則として出願日から1年3カ月以内であれば、補正することができます（特17条の3）。</p>	<p>要約書とは、出願公開の際に発明の内容とともに公開されるもので、特許情報へのアクセスを容易にするという目的のもと、提出を義務づけられています。よって、権利関係には何ら影響を与えません。要約書には発明の概要等を記載します。これは、公開特許公報や特許掲載公報のフロントページに掲載されます。</p> <p><u>要約書の補正は、経済産業省令で定める期間内に行うことができます（特17条の3）。</u></p>
P57 Lesson 7 特許出願後の手続き[1] 2 出願審査請求とは (2) 出願だけでは実体審査は始まらない 16行目 修正	<p>もし、出願から3年以内に出願審査請求がない場合は、その特許出願は取り下げられたものとみなされますので、注意しましょう。ただし、出願審査請求期間を徒過したことについて正当な理由があったときは、その理由がなくなつてから2カ月以内に出願審査請求期間経過後1年以内であれば、出願審査請求をすることができます（特48条の3第5項）。</p>	<p>もし、出願から3年以内に出願審査請求がない場合は、その特許出願は取り下げられたものとみなされますので、注意しましょう。ただし、出願審査請求期間を徒過したことについて正当な理由があったときは、<u>経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査請求をすることができます（特48条の3第5項）。</u></p>
P203 Lesson 2 5 商標権の管理と活用 1 商標権の管理と維持 最終行 修正	<p>更新するには、更新登録を申請する必要があり、存続期間の満了前6カ月から満了の日までに行わなければなりません（商20条2項）。したがって、社内における期限の管理は重要です。とはいえ、存続期間を過ぎてしまった後でも、経過後6カ月以内であれば、倍額の登録料を納付して…</p>	<p>更新するには、更新登録を申請する必要があり、存続期間の満了前6カ月から満了の日までに行わなければなりません（商20条2項）。したがって、社内における期限の管理は重要です。とはいえ、存続期間を過ぎてしまった後でも、<u>経済産業省令で定める期間内に、倍額の登録料を納付して…</u></p>

該当箇所	変更前	変更後
P210 Lesson 2 5 商標権の管理と活用 Questionの正解と解説 [D] 解説文 修正	[D] について、ベンチャー企業 L 社に商標「☆▲☆」の専用使用権を認めた場合、DVD レコーダーとテレビは類似物品ですので、X 社が壁掛けテレビにこの商標を使用すると、L 社の権利を侵害することになります。よって、本肢は誤りです。	[D] について、商標権者が専用使用権を設定できるのは専用権の範囲です。本問では、X 社は「テレビ」を指定商品とする商標権を有しているおり、専用使用権を設定できるのも「テレビ」についてであり、類似物品（禁止権の範囲）である「DVD レコーダー」について専用使用権を設定することはできません。よって、本肢は誤りです。
該当箇所		
P238 Lesson 2 9 その他の条約 5 ~ 6 新設（追加）		
<p>5 特許法条約（PLT）</p> <p>特許法条約（PLT）とは、各国により異なる国内出願手続等の統一化および簡素化に関する条約です。</p> <p>PLT では、出願日の認定要件（PLT 5 条）、出願手続等の簡素化および容易化（PLT 6 条）、期間に関する救済（PLT11 条）、相当な注意を払ったことまたは故意でないことが官庁より認定された場合の権利の回復（PLT12 条）、優先権の主張の訂正または優先権の回復（PLT13 条）、代理権の義務付けの例外（PLT 7 条）、権利移転等の登録（PLT 規則 17 条）等を主な内容としています。</p> <p>日本国特許庁では、PLT への加入に伴い（日本では平成 28 年 6 月 11 日に効力発生）、PLT の規定を担保する規定を含む「特許法等の一部を改正する法律（平成 27 年第 55 号）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました（平成 28 年 1 月 22 日政令第 17 号）。</p>		
<p>6 商標法に関するシンガポール条約（STLT）</p> <p>商標法に関するシンガポール条約（STLT）とは、各国で異なる商標登録出願等に関する手続きの統一化および簡素化を目的とし、出願人の利便性向上および負担軽減を図る条約です。</p> <p>STLT では、条約が適用される商標の種類拡大（STLT 2 条）、電子手続きへの対応（STLT 8 条）、手続き期間を遵守しなかった場合における救済措置（STLT14 条）、使用権の記録に関する申請等に関する手続き（STLT17 条～ 20 条）等を主な内容としています。</p> <p>日本国特許庁では、STLT への加入（日本では平成 28 年 6 月 11 日に効力発生）の規定を担保する規定を含む「特許法等の一部を改正する法律（平成 27 年第 55 号）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました（平成 28 年 1 月 22 日政令第 17 号）。</p>		

該当箇所	変更前	変更後
P331 Lesson 4 0 不正競争防止法[2] 1 トレードシークレ ット（営業秘密）とは 5行目 修正	…不正競争防止法によって禁止されています(不競2条1 項4～ 9 号)。	…不正競争防止法によって禁止されています(不競2条1 項4～ <u>10</u> 号)。
P331 Lesson 4 0 不正競争防止法[2] 2 営業秘密に関する 不正競争行為の類型 (1) 営業秘密不正取得等 行為 最終行 本文追加	また、自ら不正に取得していなくとも、不正取得行為が介 在していることを知りながら、その情報を使用すること等 も不正競争行為となります(不競2条1項4～9号)。	また、自ら不正に取得していなくとも、不正取得行為が介 在していることを知りながら、その情報を使用すること等 も不正競争行為となります(不競2条1項4～9号)。 <u>さらに、営業秘密侵害品を製造した者がその物を譲渡等す る行為、または、当該物品を譲り受けた者が、その譲り受 けた時に、その物が営業秘密侵害品であることにつき悪意 もしくは重過失であった場合に、その物を譲渡等する行為 は不正競争行為に該当します(不競2条1項10号)。なお、 ここにいう「重大な過失」とは、取引慣行に照らし悪意と 同視し得るほどの著しい注意義務違反がある場合を意味 します。</u>
P332 Lesson 4 0 不正競争防止法[2] 2 営業秘密に関する 不正競争行為の類型 (2) 不正競争行為となら ない場合(適用除外) 4行目～ 本文追加	取引によって営業秘密を取得した者が、営業秘密について 不正取得行為または不正開示行為が介在したことを知ら ないで、その取引によって取得した権原の範囲内でその営 業秘密を使用または開示する行為は、不正競争行為とはな りません(不競19条1項6号)。	取引によって営業秘密を取得した者が、営業秘密について 不正取得行為または不正開示行為が介在したことを知ら ないで、その取引によって取得した権原の範囲内でその営 業秘密を使用または開示する行為は、不正競争行為とはな りません(不競19条1項6号)。 <u>また、後述する差止め を請求できる期間(不競15条)を経過した後に、営業秘 密を使用する行為により生じた物を譲渡等する行為は、不 正競争行為とはなりません(不競19条1項7号)。</u>

該当箇所	変更前	変更後
P332～P333 Lesson 4 0 不正競争防止法[2] 3 その他の不正競争行為 修正		
P332 (1) 技術的制限手段妨害行為 4行目	(不競2条1項 10 号)	(不競2条1項 <u>11</u> 号)
P332 (1) 技術的制限手段妨害行為 6行目	(不競19条1項7号)	(不競19条1項 <u>8</u> 号)
P332 (2) ドメイン名不正取得等行為 3行目	(不競2条1項 12 号)	(不競2条1項 <u>13</u> 号)
P332 (3) 原産地等誤認惹起行為 3行目	(不競2条1項 13 号)	(不競2条1項 <u>14</u> 号)
P333 (4) 競争者営業誹謗行為 3行目	(不競2条1項 14 号)	(不競2条1項 <u>15</u> 号)

該当箇所	変更前	変更後
P333～P334 Lesson 4 0 不正競争防止法[2] 4 不正競争行為に対する制裁 本文追加・修正		
P333 4行目	<p>…もしくはその行為の開始の時から10年が経過した後は、侵害行為の差止めを請求できません（不競15条）。</p>	<p>…もしくはその行為の開始の時から<u>20</u>年が経過した後は、侵害行為の差止めを請求できません（不競15条）。</p>
P333 11行目～	<p>…これにより生じた損害を賠償しなければなりません（不競4条）。</p> <p>さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられる、または併科されることがあります（不競21条1項1～6号）。</p> <p>なお、法人の…</p>	<p>…これにより生じた損害を賠償しなければなりません（不競4条）。<u>なお、民法上、損害賠償請求においては原則として原告に立証責任がありますが、これを軽減するため、被告による営業秘密の不正使用行為が推定されます（不競5条の2）。</u></p> <p>さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の懲役もしくは<u>2000万円</u>以下の罰金に処せられる、または併科されることがあります（不競21条1項1～<u>9</u>号）。<u>一部を除き、営業秘密侵害罪（営業秘密の取得、使用、開示、営業秘密侵害品の譲渡等）の未遂行為についても罰則の対象となります（不競21条4項）。</u></p> <p>なお、法人の…</p>
P334 3行目～	<p>…営業秘密の国外使用・開示処罰（不競21条4項、5項）、退職者の処罰（不競21条1項6号）等の罰則が規定されています。</p>	<p>…営業秘密の国外使用・開示処罰（不競21条<u>6</u>項、<u>7</u>項）、退職者の処罰（不競21条1項6号）、<u>海外重課（不競21条3項）</u>等の罰則が規定されています。<u>なお、営業秘密侵害罪は非親告罪です。</u></p> <p><u>さらに、営業秘密を侵害した者の不正な利益を裁判所が任意的に没収・追徴することができる規定が導入されています（不競21条10～122項）。</u></p>

該当箇所	変更前	変更後
P387 Lesson 4 5 関税法 2 輸出または輸入してはならない貨物 本文追加・修正		
輸出してはならない貨物	② 不正競争防止法 2 条 1 項 1 ～ 3 号、 10 号、11 号 に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為） を組成する物品	② 不正競争防止法 2 条 1 項 1 ～ 3 号、 <u>10 号～12 号</u> に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、 <u>営業秘密侵害品の譲渡等行為</u> 、技術的制限手段に対する不正行為）
輸入してはならない貨物	② 不正競争防止法 2 条 1 項 1 ～ 3 号、 10 号、11 号 に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為） を組成する物品	② 不正競争防止法 2 条 1 項 1 ～ 3 号、 <u>10 号～12 号</u> に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、 <u>営業秘密侵害品の譲渡等行為</u> 、技術的制限手段に対する不正行為）
本文 1 1 行目～	同時に、当該貨物に係る特許権者等および輸出または輸入しようとする者に対し、認定手続を 取る 旨と、証拠の提出や意見を述べるのが可能な旨を通知します（関 69 条の 3、69 条の 12 第 1 項）。 認定手続が取られたときは、特許権者等、輸出または輸入しようとする者は、税関長に対し、特許庁長官の「意見」を聴くことを求めることができます（関 69 条の 7 第 1 項、69 条の 17 第 1 項）。	同時に、当該貨物に係る特許権者等 権利者 および輸出または輸入しようとする者に対し、認定手続を 開始する 旨と、証拠の提出や意見を述べるのが可能な旨を通知します（関 69 条の 3、69 条の 12 第 1 項）。 認定手続が取られたときは、特許権者等 権利者 、輸出または輸入しようとする者は、税関長に対し、特許庁長官の「意見」を聴くことを求めることができます（関 69 条の 7 第 1 項、69 条の 17 第 1 項）。

該当箇所	変更前	変更後
P388 Lesson 4 5 関税法 3 輸出／輸入しては ならない貨物に係る手続 き 1 行目～	<p>特許権者等は、自己の特許権等を侵害すると認められた貨物に関して、税関長に証拠を提出し、認定手続を取るよう申し立てることができます（関 69 条の 4、69 条の 13）。この際、自己の権利が有効であることを証明しなくてはなりません。特許権等は設定登録により発生するため（特 66 条 1 項等）、設定登録時点をもって権利が有効であると立証できます。さらに、輸入しようとする貨物の場合には申し立てた認定手続が取られている間に限り、当該貨物について、特許権者等は税関長に対し、その見本の検査することを承認するよう申請することができます（関 69 条の 16 第 1 項）。</p> <p>反対に、貨物を輸出または輸入しようとして特許権者等から申し立てられ、…</p>	<p>特許権者等権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出入されようとする場合に、税関長に証拠を提出し、認定手続を取るよう申し立てることができます（関 69 条の 4、69 条の 13）。この際、自己の権利が有効であることを証明しなくてはなりません。産業財産権は設定登録により発生するため（特 66 条 1 項等）、設定登録時点をもって権利が有効であると立証できます。さらに、輸入差止申立が受理された権利者は、輸入しようとする貨物の場合には申し立てた認定手続が取られている間に限り、税関長に対し、当該貨物の見本の検査をすることを承認するよう申請することができます（関 69 条の 16 第 1 項）。</p> <p>反対に、貨物を輸出または輸入しようとして特許権者等権利者から申し立てられ、…</p>
P388 Lesson 4 5 関税法 4 輸出／輸入しては ならない貨物に該当する 場合 1 行目～	<p>税関長は、輸出または輸入しようとする貨物が、前述の輸出または輸入してはならない貨物に該当すると認定したときは、それらの貨物を「没収」して「廃棄」できます（関 69 条の 2 第 2 項、69 条の 11 第 2 項）。</p>	<p>税関長は、輸出または輸入しようとする知的財産侵害疑義物品が、知的財産侵害物品に該当すると認定したときは、それらの貨物を「没収」して「廃棄」できます（関 69 条の 2 第 2 項、69 条の 11 第 2 項）。</p>
P389 Lesson 4 5 関税法 Question の正解と解説 B 3 行目	<p>B について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品は輸入してはならない貨物として規定されています（関 69 条の 11 第 1 項第 1 号）。…</p>	<p>B について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品は輸入してはならない貨物として規定されています（関 69 条の 11 第 1 項第 9 号）。…</p>